

地域再生計画（地方創生道整備推進交付金）中間評価調書

都道府県名	岡山県	事業実施主体	備前市	地域再生計画名	人にやさしいまちづくり計画
計画期間	令和3年度～令和7年度	評価責任者	備前市産業建設部長		

①地域再生計画に記載した 数値目標の実現状況	指標		基準値		中間目標値		最終目標値		中間評価	達成状況		中間目標値の実現状況に関する評価	
			基準年度		年度	中間実績		基準年度					
	指標 1	備前市に住み続けたいと考えている人の割合	59.4%	R 2	61.0%	R 5	64.6%	62.0%	R 7	○	42		
	指標 2	人口減少の抑制	34,265人	R 2	33,162人	R 5	31,411人	32,426人	R 7	×			
	指標 3	空き家情報バンク制度を活用した売買等成約件数の累計	106件	R 2	136件	R 5	146件	156件	R 7	○			
指標 4	森林整備面積の増加	158ha/年	R 2	159ha/年	R 5	63ha/年	163ha/年	R 7	×				
②事業の進捗状況	事業名		整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価							
			計画	中間年度（R5）	最終実績見込み								
	特別措置を適用して行う事業	市道整備事業（整備延長）		1,100m	380m	1,100m	当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、約34%と若干の遅れが伺えるため、必要に応じ、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。						
		林道整備事業（整備延長）		500m	0m	500m	当初計画に対し、路線延長から見る進捗率は、0%と遅れが伺えるため、必要に応じ、計画期間の延長も視野に入れ、引き続き、計画に則した整備を目指していく。						
その他の事業													
計画外で独自に実施した事業	内閣府主催の地域経済分析システム（RESAS:リーサス）の活用		RESASを活用して地域を分析し、地域を元気にするような政策アイデアを募集する「地方創生☆政策アイデアコンテスト2017」において優秀賞を受賞した政策によりまちづくりを進めている。			内閣府主催の地域経済分析システム（RESAS:リーサス）を活用した政策によりまちづくりを進め、移住定住の促進を図った。							
	立地適正化計画の策定		人口減少社会に対応するため、コンパクトシティ形成に向けた方向性を整理し、各分野の政策を有利かつ前向きに展開し、行政サービスの提供を持続可能なものとする。			令和4年3月に備前市立地適正化計画を策定し、中心市街地や地域の拠点に居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の集約化を図るとともに、まちづくりと連携した利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進め、それらの拠点や公共交通の利便性の高い地域へ居住の誘導を図った。							
	移住・定住関連事業		空き家の購入補助金や若年者の新築住宅への補助金などにより、市内への移住定住を促進するもの。			空き家改修促進事業補助金、空き家片づけ応援事業補助金、移住支援事業、結婚新生活支援事業補助金、移住調査宿泊費補助金、移住希望者用お試し住宅等の補助金により市内への移住定住を促進した。							
	おかやま元気なまちづくり推進事業		施業の集約化が困難で国庫補助事業の対象とならない森林において、緊急的な間伐等の実施や必要な作業道の整備、下刈り等に対して支援。			施業の集約化が困難で国庫補助事業の対象とならない森林において、緊急的な間伐等の実施や必要な作業道の整備、下刈り等に対して支援を行い、森林整備面積の増加を図った。							
③評価方法	評価委員会を開催し、中間目標値の実現状況に関する評価・検討等を行った。												
④中間評価の公表方法	備前市のホームページに掲載												
⑤計画全体の総合評価	本地域再生計画では、市道及び林道を一体的に整備することで、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進や防災拠点に配慮した交通ネットワークの確立及び林道機能の強化・保全を図り、その他の事業とも併せて、防災機能の強化や移住・定住の促進などによる地域の再生を目的としている。 指標 2 の人口減少の抑制及び指標 4 の森林整備面積の増加については、現時点で目標達成の見込みが厳しい状況にあるが、少しでも人口減少に歯止めをかけ、また、森林整備面積の増加につながるよう、引き続き地域再生計画の事業展開を図っていくものである。												
⑥今後の方針等	中間評価結果の反映状況					有りの場合その具体的内容							
	地域再生計画の見直し（有・無）					市道浦伊部線は、令和3年度から令和7年度の事業計画で、全体延長900mのうち、中間年度で380mの整備が完了し、令和6年度に10mの橋梁を整備する計画である。用地交渉に時間を要していることから、事業計画期間内の完了が困難な状況であるため、事業期間を2年延伸する。 市道伊部178号線は、令和5年度から令和7年度の事業計画で、全体延長100mを整備する計画であったが、中間年度で未着手となっていることから、事業計画期間内の完了が困難な状況であるため、事業期間を2年延伸する。 市道東鶴山122号線は、令和5年度から令和7年度の事業計画で、全体延長100mを整備する計画であったが、中間年度で未着手となっていることから、事業計画期間内の完了が困難な状況であるため、事業期間を2年延伸する。 林道伊佐線は、令和4年度から令和7年度の事業計画で、全体延長500mを整備する計画であったが、中間年度で未着手となっている。令和7年度に100mを整備する計画であるが、事業期間内の完了が困難な状況であるため、事業期間を2年延伸する。							
	令和6年度予算要望額への反映（有・無） 有りの場合の増減額 千円												
⑦今後の方針等に対する対応	●事業期間延長計画の変更の認定申請を予定												